

<別紙>

(仮称)白河市大信地区太陽光発電所建設事業環境影響評価書に対する福島県環境影響評価条例(平成10年12月22日福島県条例第64号)第22条の2第1項の意見

1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、白河市大信増見地区の丘陵上に開発区域面積148.3ヘクタール規模の大規模太陽光発電所を新規に設置しようとするものであり、広大な森林の抜開と地形の変更を想定しているが、現在、対象事業実施区域及びその周辺は多くの希少動植物の生息地となっており、当該事業計画の実施に伴い特に自然環境へ甚大な影響が生じることが予想されることから、その実施により生じる環境影響を最大限低減するように、沢沿いの土地改変は回避し既存地形を可能な限り活用する等、土地利用計画を再検討すること。

また、今後、環境への影響をさらに回避又は低減する新たな技術又は知見の確立が明らかになったときは、それらを積極的に採用すること。

- (2) 本計画施設は長期間にわたって使用されることが想定されていることから、供用中は適切な維持管理及び設備更新等を行うことにより、経時劣化による環境影響の増加がないようにすること。

また、その事業の持続性については、系統連系及び固定価格買取制度(FIT)における位置付けを含め健全に事業展開が実行可能なことを明確にすること。

- (3) 計画施設として太陽光パネル、パワーコンディショニングシステム、変電設備等を設置する計画とのことであるが、配線や基礎構造等を含めて構造設計等が全く明らかにされていないため、構造設計図等を含めて具体的に説明を加えること。

特に太陽光パネルの基礎構造については、最近、強風による引き抜け飛散による事故が多発していることから、十分な強度が確保されているか否か、その設計状況を明らかにすること。

また、自営線や連系先の送電線との接続計画等について、関係施設の設計等も含めて明らかにされていないため、経路図、構造設計図等を含めて具体的に説明を加えること。

- (4) 工事の段取り等については、より具体的に計画を明らかにすること。

なお、土地の造成工事については、調節池等の防災工事を先行実施すること。

- (5) 計画施設稼働後に、日照を受ける太陽光発電施設からの放射等による熱の発生により、生活環境及び自然環境への影響が相当程度及ぶおそれがあることから、これに係る環境影響評価項目を追加選定し、当該影響の有無、程度、対策等について十全となるように検討を加え、その結果を具体的に環境影響評価書(以下「評価書」という。)の記載

に追加すること。

- (6) 対象事業実施区域及びその周辺が現在豊かな自然を有し、清流にも恵まれていることを踏まえ、事後調査を実施する環境影響評価項目として、水環境を加えること。
- (7) 本事業計画の実施に当たっては、その計画内容や想定される環境影響等について、周辺地域住民等に丁寧に説明及び周知し、必要に応じて専門家の助言を受ける等して、その事業実施について十分な理解を得るとともに、評価書に記載しているもの及び本意見等を受けて追加する環境保全措置を確実に実施し、その経過や結果を事業者のホームページにおいても公表する等、積極的な情報公開に努めること。

なお、事後調査が十全なものとなるよう、その計画を再検討し、その結果を具体的に評価書の記載に追加すること。

- (8) 今後、本事業計画の内容を変更する必要が生じ、当該変更により環境への負荷が増大するおそれがある場合には、事前に環境への影響を予測及び評価した上で、必要な環境保全措置を追加すること。

なお、計画施設の工事中又は稼働中に、現段階では予測し得ない環境への影響が生じた場合にも、相当の環境保全措置を追加すること。

また、事業実施まで長期間を要する場合は、対象事業実施区域及びその周辺の社会環境、生活環境及び自然環境等の変化の状況を踏まえ、適切に計画を再検討すること。

2 大気質、騒音、振動及び低周波音について

本事業計画の実施に当たっては、相当大規模な土地の形質の変更等が想定されていることから、工所用資材の搬出入及び土地造成工事による場合等を含めて、発生する窒素酸化物、粉じん、騒音、振動及び低周波音等については、関係地域住民等の生活に影響が及ぶことのないように、事前に工所用車両及び建設機械等の効率的な運用計画を含め十全な対策を策定して着手すること。

3 地盤について

- (1) 本事業計画において想定している土の移動については、量が多過ぎるため、最近の降雨強度の増加の傾向等から、一般に森林伐採地における自然災害発生に対する懸念が高まっていることを踏まえ、確実に抑制するように、対象事業実施区域内の谷沢の埋立てを回避する等、当該計画内容を見直すこと。

なお、対象事業実施区域は複数の流域に跨がっているが、土地の改変に伴う流域の変更は、原則として認められない。

- (2) 事業用地内の区画間には、幅30メートル以上の森林帯が必要であるが、一部幅が足りない箇所が見受けられることから、森林開発行為に係る1箇所当たりの面積は概ね20ヘクタール以下とし、区画間及びその周辺部に必要な残置森林または造成森林を配置するようにレイアウトの見直しを行うこと。

なお、当該レイアウトについては、早めに林地開発許可の担当課である福島県農林部森林保全課及び同県南農林事務所の確認を受けること。

- (3) 本事業計画の実施による地形改変後は、それらの表層保護や定時的な観測による維持管理等を確実に実施すると共に、それらに係る事後調査を確実に実施すること。

4 水環境について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺には、ホトケドジョウ等の希少な魚類も生息している貴重な清流が複数分布し、関係地域住民等による湧水や井戸に依存した生活用水や農業用水の利用の可能性があることから、水源を涵養している森林の伐開範囲は最小化すると共に、谷沢源頭の埋立ては回避すること。

- (2) 本事業計画の実施に伴う土砂、濁水や汚水の周辺河川等への直接流出は、調節池、土砂流出防止柵等の設置及び適切な維持管理等により確実に防ぐこと。

なお、開発区域内の雨水及び土砂については、原則として、造成中及び造成後においても調節池に流入するようにすること。

また、開発区域内の雨水及び土砂を調節池を経由せずに開発区域外に直接放流することは、林地開発基準である「災害の防止」及び「水害の防止」に反するおそれがあるため、認められない。

- (3) 調節池については、集水区域ごとに設置するようにレイアウトの見直しを行うこと。

また、盛土箇所の調節池の位置、構造については再検討すること。

なお、盛土上に調節池等の水を溜める施設を設けることは土砂崩壊の危険が大きいことから認められない。

5 動植物・生態系について

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は現在自然豊かな丘陵森林であり、希少な野生生物種の宝庫ともなっていることから、必要に応じて専門家の助言を受けながら環境保全措置を追加し、本事業計画の実施に伴う野生生物の生息への影響を最大限回避及び低減すること。

- (2) 本事業計画においては、土地の形質の相当大規模な変更が想定されており、加えて多数の樹木が伐採されることにより旧来の丘陵が持っている水源涵養機能や当該森林内の湿度保持力が大きく低下したり、複数の谷沢や湧水地が埋め立てられ、残された谷筋へ濁水が流入する懸念が大きく、複数の重要な哺乳類、魚類、両生類、昆虫、植物等の生息環境に甚大な影響が及ぶおそれ大きいことから、既存地形を可能な限り活用して谷沢の埋立てを回避する等、土地利用計画を再検討すること。

なお、調節池の堰堤について、希少な魚類等の移動が可能となるように、魚道の附設の検討を追加して、評価書に具体的な記載を追加すること。

- (3) 動物の生息に係る調査について、対象事業実施区域及びその周辺にはニホンモモンガやヤマネが生息している可能性があるがまだ観測できていないことから、小形哺乳類を対象とする巣箱法による現地調査を追加すること。

- (4) カエル類の産卵に関する環境保全措置について、早春以降に森林を伐採する計画となっているが、カエル類の産卵期は種類によって異なることから、施工期間について産卵

期を回避して卵塊を移動しても子ガエルの上陸時期が伐採時期に重なってしまったのでは意味がないことから、専門家の意見を聞く等して、より伐採時期が的確なものとなるように再検討すること。

なお、代償措置として移動したカエル類の卵塊については、途中で水が枯れる、汚れにより環境が悪化する可能性等もあることから、事後調査として孵化から子ガエルの上陸までをモニタリングすること。

6 景観について

本事業計画においては、土地の形質の相当大規模な変更が想定されており、周囲にある程度の森林帯が残されただけでは、旧来の丘陵森林の景観が保全されるとは考え難いため、地形の変更が極力抑制されるよう、土地利用の計画を見直すこと。

また、周囲に残される森林帯については、台風の到来等に伴う強風に十分に耐えるよう、必要十分な幅員となるように見直すこと。

7 廃棄物等について

(1) 本事業計画の実施に伴い発生する伐木、建設廃材、残土等については、発生量とその抑制、処理方法等について、計画工作物の材質や耐久性を含めて検討を追加し、それらの結果を具体的に評価書の記載に追加すること。

(2) 本事業計画を進めるに当たり、予め発電設備の関係機器や部品等の経年劣化を適切に想定して、それらの更新や廃棄処分の計画を策定し、具体的に評価書の記載に追加すること。

8 放射線の量について

当該地域は汚染状況重点調査地域として指定され、住宅等は除染が行われたところであるが、森林については除染が行われていないことから、本事業計画の実施に先立ち太陽光パネル設置範囲内の複数地点で放射線量（空間線量及び表面土壌の放射能濃度）の測定を十全に実施し、施工上の安全を確認すること。

なお、本事業計画の実施に伴い相当濃度の放射性物質が含まれる廃棄物等が発生した場合には、関係機関の指導等に基づき、当該廃棄物等を汚染の拡大がないように適正に処理すること。

9 文化財について

対象事業実施区域周辺には、周知の埋蔵文化財の包蔵の該当があり、対象事業実施区域は広く未知の埋蔵文化財が存在する可能性があるため、遺物の表出の有無に注意しながら施工を進めること。

10 その他

(1) 対象事業実施区域及びその周辺は、現在、道路事情が良くないため、資材の運搬等のために道路を使用するに当たり、交通安全対策を十全にすること。

(2) 計画施設の稼働中の維持及び安全管理、計画供用期間終了後の廃止、環境回復措置等については、将来の対象事業実施区域周辺に影響が及ぶことのないように綿密な検討

を加え、それらの結果を具体的に評価書の記載に追加すること。

- (3) 対象事業実施区域周辺は農畜産業の盛んな地域であるため、本事業計画を進めるに当たっては、農業用水を含めて農作物の栽培、家畜の飼育等に影響が及ぶことのないようにすること。
- (4) 本事業計画の推進に当たっては、本知事意見の内容を尊重すると共に、必要に応じて関係機関と協議すること。

以上